

第百四十四号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。  
第三十七条第二項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

別表第七 四の部(一)の款の表(五)の項中「〇・〇五」を「〇・〇二」に、「〇・五」を「〇・二」に、「〇・〇四」を「〇・〇一」に改め、同部(二)の款アの項の表及び同款イの項(ア)から(エ)までの表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改める。

別表第七 七の項の表備考三中「第三百三十八条第三項」を「第三百三十八条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第七 四の部(二)の款アの項の表及び同款イの項(ア)から(エ)までの表の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であって、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場

- を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、令和九年三月三十一日までは、改正後の  
 条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、附則別表の下欄に掲げるとおりとする。
- 3 工場又は指定作業場に係る汚水を処理する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。
- 4 附則第二項に規定する規制基準は、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表備考第五号に規定する検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 5 この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場から排出される汚水の六価クロム化合物に係る規制基準は、令和六年九月三十日（この条例の施行の際既に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設が設置され、又は当該施設の設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、令和七年三月三十一日）までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表及び前三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 (単位 六価クロム として一リットルに つきミリグラム)	電気めつき業	○・五

備考

中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

(提案理由)

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(令和六年環境省令第四号)の施行による排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の改正を踏まえ、公共用水域に排出する汚水の規制基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。